

秋田市告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年4月5日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
株式会社 サンウェイ	元気ジム秋 田山王	秋田市旭北栄町 3番11号	令和5年3月31日	通所介護
社会福祉 法人秋田 中央福祉 会	デイサービ ス金寿園	秋田市下新城笠 岡字川向28番地	令和5年3月31日	地域密着型 通所介護
社会福祉 法人晃和 会	デイサービ ス本道の街 ゆったり館	秋田市柳田字川 崎138番地	令和5年3月31日	認知症対応 型通所介 護、介護予 防認知症対 応型通所介 護